

# 粕江町広報

第102号 発行 昭和43年9月1日 粕江町役場 (480) 1181 (代)

昭和43年8月1日現在(推計人口)

|     | 本月     | 前月比  |
|-----|--------|------|
| 男   | 27,852 | 115増 |
| 女   | 26,655 | 61増  |
| 計   | 54,507 | 176増 |
| 世帯数 | 18,597 | 57増  |

粕江町役場(夜間専用)  
電話(480)1188  
粕江町水道課事務所  
電話(480)0201  
粕江消防署  
電話(489)0119

## 都市計画街路

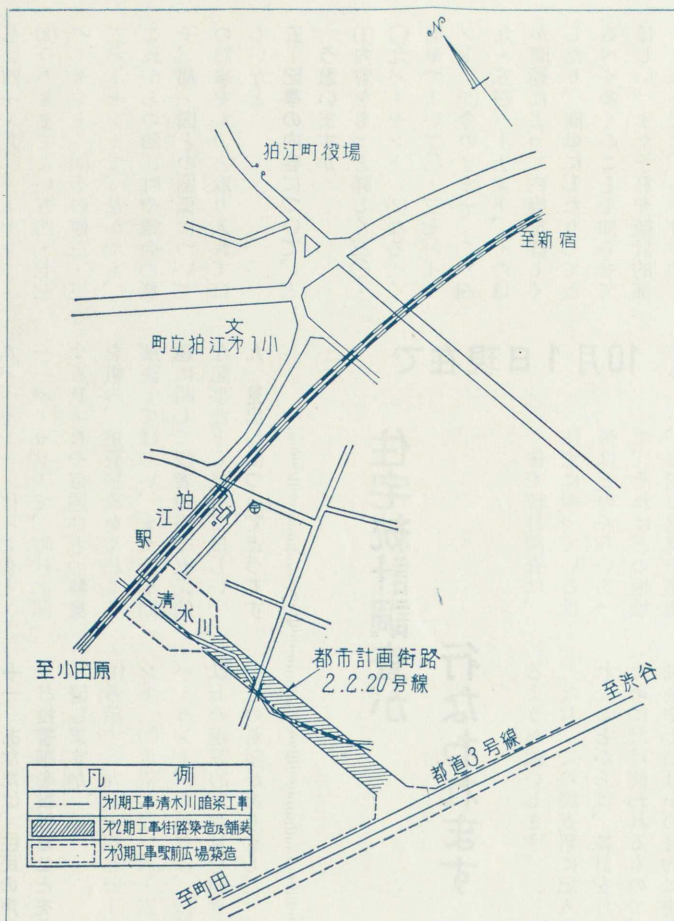
### 粕江駅南口線着工

#### 第一期工事 清水川を暗きよに

当町は近郊住宅地として、急激に人口が増加し、現在の粕江駅前は道路が狭く、朝夕のラッシュ時には人車一対で飽和状態です。その解消を図るため、第一期工事として清水川を暗きよ排水にする工事

(粕江町和泉二六五番地先より同二八九番地先が工期九十日間九月より十一月ころまで行ないます。第二期工事として街路築造及び舗装(一部)を十月に着工する予定です。)

なお、駅前広場についても用地折衝が済み次第、第三期築造工事として着手する予定です。沿道付近の住民の皆さんには、たいへんご迷惑をおかけすると思いますが、ご協力のほどお願いします。



## 住民基本台帳の実態調査

### 九月十五日現在で実施

例年実施している住民基本台帳の調査を、九月十五日現在で、本年も行ないます。この調査は、いままでは住民登録の実態調査で行なわれていましたが、昭和四十二年七月二十五日(昭和四十二年法律第八十一号)に、いままでの住民登録制度が廃止され、新たに住民基本台帳法が公布され、昭和四十二年十一月十

日から施行されました。町では毎年住民基本台帳について、住民の住所の有無および氏名、生年月日、続柄等の調査をしています。住民票は、居住証明、印鑑登録、国民年金、国民健康保険、入学、予防接種、ごみ、し尿処理等および就職、自動車免許取得等に必要になります。また、町行政を行なっていくためのたいせつな行政資料になります。

- この調査は、九月十五日調査基準日として、九月十五日から九月末日までの期間に調査員(町職員)が個別訪問し、居住の確認等の必要な事項をいろいろお尋ねしますので、ぜひご協力くださるようお願いいたします。
- 旧江戸屋本店前の道路の交通規制をしてほしい。また和泉多摩川駅通りから都道三三線(世田谷、町田街道)に渡る交差点に信号機を設置してほしい。
  - 和泉多摩川駅南口の改札を夕方あけるように。
  - 戸籍抄本の郵送依頼をしたが未着のため、調査をしてもらいたい。
  - 住民税の算出根拠を知らせてほしい。
  - 保育園を紹介してほしい。
  - 猪方四四三番地に新築した

## 舗装・下水道など

### 建設問題が圧倒的

#### 納涼住民相談



【町長を囲んで話し合う住民】

- 住民の皆さんの苦情、意見を要望を直接聞いて、今後の町行政に反映させて、明るく住みよい町づくりをするために「納涼住民相談」をさる八月十九、二十の両日と和泉多摩川駅前と慶幸寺で実施しました。ふだん身近に感じている問題について熱心に相談され、その内容のおもなものは次のとおりです。
- 市制の問題について聞きたい。
  - 旧江戸屋本店前の道路の交通規制をしてほしい。また和泉多摩川駅通りから都道三三線(世田谷、町田街道)に渡る交差点に信号機を設置してほしい。
  - 和泉多摩川駅南口の改札を夕方あけるように。
  - 戸籍抄本の郵送依頼をしたが未着のため、調査をしてもらいたい。
  - 住民税の算出根拠を知らせてほしい。
  - 保育園を紹介してほしい。
  - 猪方四四三番地に新築した

## 交通戦争に備え

# 交通災害共済制度に

加入しましょう！

資 格 町内に住んでいるかた  
会 費 おとな 270円 中学生以下 225円  
見 舞 金 ただし、この会費の金額は昭和44年3月31日までです。  
災害の程度によって最低2千円から最高50万円の範囲で支払われます。



区市に比べて均等割が安い町の住民税

### 狛江町と隣接市区との税負担の比較

狛江町と隣接市区との間に住民税の税負担の差はどのくらいあるでしょうか。

表で比較してみますと、次のようになります。

| 別表(1) 税負担の比較 昭和43年度 |        |        |        |
|---------------------|--------|--------|--------|
| 区分                  | 狛江町    | 調布市    | 23区    |
| 所得割                 | 5,246円 | 5,246円 | 5,246円 |
| 均等割                 | 300    | 500    | 700    |
| 計                   | 5,546  | 5,746  | 5,946  |

※所得割…その人の収入に応じてかかります。  
均等割…原則として収入の多少にかかわらず所得があれば一律にかかります

| 別表(2) 個人の均等割の税率      |        |  |  |
|----------------------|--------|--|--|
| 市 町 村                | 税率     |  |  |
| (1)人口50万以上の市         | 年額700円 |  |  |
| (2)人口5万以上50万未満の市     | 年額500円 |  |  |
| (3)(1)および(2)の市以外の市町村 | 年額300円 |  |  |

※別表(2)の人口は官報で公示された最新の国勢調査の結果による人口をいいます。

は狛江にくらべて調布が二百円、二三区が四百円高くなっています。

所得割の額が変わらないのは東京都では全部同じ累進税率を用いて税金を算出しているからです。

また均等割については、別表(2)のように地方団体の人口と市町村の区分によって税率が異なるので、それぞれ差が

出ています。  
したがって東京都の場合、均等割については一部別表(2)の税率を若干上廻って課税している団体もありますが、そのほか、人口と市町村の段階区分が異なる場合を除いては、どこに住んでも税負担に変わりはありません。

### 納税通知書をもう一度見てください

昭和四十三年年度の町税のうち、軽自動車税定期分、町・都民税は第二期分まで、固定資産税・都市計画税も第二期分まで、国民健康保険税は第四期分までの納期限が過ぎています。お手持ちの納税通知書をもう一度見てください。

### 税の出張収納

次の表のとおり、国民健康保険税第十期分の出張収納を行います。  
役場に遠い地区のかたはご利用ください。

| 月 日        | 時 間                | 場 所     | 区 域 |
|------------|--------------------|---------|-----|
| 九月二十日 (金)  | 自前九時三十分<br>至後三時三十分 | 岩戸天理教会前 | 岩戸東 |
| 九月二十一日 (土) | 自前九時三十分<br>至後三時三十分 | 岩戸静院前   | 岩戸東 |
| 九月二十三日 (月) | 自前九時三十分<br>至後三時三十分 | 岩戸消防詰所前 | 岩戸東 |
| 九月二十五日 (水) | 自前九時三十分<br>至後三時三十分 | 岩戸米店前   | 岩戸東 |
| 九月二十七日 (金) | 自前九時三十分<br>至後三時三十分 | 岩戸米店前   | 岩戸東 |
| 九月二十九日 (日) | 自前九時三十分<br>至後三時三十分 | 岩戸米店前   | 岩戸東 |

◎国民年金も取り扱います。

### 相続税の申告について

相続や遺言でなくなった人の遺産をもらった人には相続税がかかります。相続税も所得税などと同じように「申告納税制度」がとられています。申告期限までに申告や納税をしないと、本税のほかに無申告加算税や延滞税がかかります。

### 性格、進学問題など 巡回児童相談所開設

日ごろ、お子さんをみていて感ずること、心配に思っていることなど、気軽に相談いただけるよう臨時の児童相談所を開設します。  
専門の先生がたが相談にのってくれますので、ぜひこの機会におでかけください。  
日時 九月二十七日(金)  
午前十時～午後三時  
場所 狛江町集会所  
担当 立川児童相談所

○学校へいかない子(長欠児)学校へいきたがらない子の相談  
○うそをついたり、わるいことをして困る子どもの相談  
○身体の不自由な子どもの相談  
○ちえおくれの子どもの相談  
○その他子どもについて困りごと、なんでもこの機会にぜひおでかけください。  
相談の内容は一切外部秘になっていません。費用はいりません。

### 外国人登録証明書の切替え

昭和四十年度に新規登録の申請または登録証明書の切替え申請をしたかたは登録証明書書の切替え時期がきました。  
その取り扱いには登録証明書

- 外国人登録証明書および印鑑のあるかたは印鑑(いまだ交付を受けていない場合は紛失した場合を除き)を提出してください。
- 旅券(所持する者に限り)を提出してください。
- 写真(最近六か月以内に撮影した写真三枚、正面無帽、大きさは五センチ平方、十四才未満の者は写真の提出は不要です)を提出してください。
- 登録証明書確認(切替え)申請書一通を提出してください。

タバコは町内で買います

### 必ず一たん停止

渡る笑顔に待つ笑顔



横断中

手をあげて

横断歩道を渡りましょう

九月から新学期がはじまります。横断歩道を渡るときは注意してください。

### 自衛官募集!!

いま防衛庁では陸・海・空の隊員を次の要領で募集しています。

応募資格

入隊する月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍の男子で学歴は問いません。

志願の手続き

志願票の請求先および提出先は、住民課、自衛隊東京地方連絡部立川出張所志願受け付けはいつでも受け付けます。(ただし土曜日の午後、日曜祝祭日は受け付けません)

試験科目

簡単な学科試験(国語(作文を含む)数学、社会)口述試験、身体検査、なお自衛官応募については住民課へお問い合わせください。

### 夏休み子ども会で

## ジュニアリーダーが活躍

夏休み巡回子ども会は町内各地区六十一会場、子ども会指導者グループ「みたけ」によって行なわれ、どの地区でも「また来てね」と好評のうちに終わりました。

ことは「みたけ」の手を借りずに地区独自で楽しいプログラムを展開した地区も多く、また「みたけ」のおにきさんたちといっしょに巡回子ども会に出かけた小学校六年生、中学生のジュニアリーダーたちが目立ちました。これは自分の地区だけでなく他の地区に出かけて行ってみんなを楽しませ自分たちもリーダーの勉強をしようというもので、これからの子ども会活動に明るい材料を提供してくれました。

### グループへの おさそい

婦人学級基礎英語グループは、九月から新メンバーを募集して新学期にはいります。現在、中学三年生程度の内容で、おかあさんたちが熱心に勉強しています。どうぞお気軽に入会してください。

あるおかあさんは「このぶんで秋にも楽しい子ども会ができそうです」と話してく



### 家族づれでにぎわったプール

「水泳を楽しむ会」は、八月十八の両日、学校のプール四会場で行なわれ、のべ千百人の家族づれでにぎわいました。そして、今後も開催してほしいとの声がたくさん聞かれました。

## 島崎藤村の人と作品

婦人学級の読書グループを中心に、「島崎藤村の人と作品」についての講演会を開催します。

「ある女の生涯」「夜明け前」など、主として自然主義的作家として、社会的な問題も、その作品の中にとらえており、わたくしたちが明治、大正、昭和初期の時代を知るうえにもたいへん参考になります。町民のかたの来聴歓迎をお願いしますので、どうぞ遠慮なくおいでください（聴講無料）

講師 文芸評論家 平野 謙 先生  
申し込み 狛江町教育委員会（電話でどうぞ）  
交通安全の 手旗を寄贈  
児童たちの交通事故を少しでも減らすようにと、交通安全の手旗八百二十本が和泉二一五番地市川三郎氏からこのほど全小学校一年生に寄贈されました。

### 来聴歓迎！

## 婦人学級公開講演会

### 二中の校舎 増築工事始まる

最近の就学人口の激増により教室不足を解消するため、狛江第二中学校校舎増築工事（鉄筋コンクリート造四階建）延三百四十一平方メートル、普通教室三、特別教室二は、さる八月七日地じん祭がおこなわれ工事に着手しました。完成は来年二月末の予定です



今年度の少年野球大会は二十二チームが参加して八月十二日から三日間熱戦が展開されました。その結果は「体協だより」のとおりです。

### 故鈴木教育長

#### 未亡人から寄付金

さる六月十七日死去された故鈴木裕次教育長の香典の一部を、鈴木文子未亡人から狛江町教育委員会へ金五万円の寄付がありました。

狛江町教育委員会では故人の意志を生かすため、目下この使途を考慮中です。

### 故鈴木教育長に

#### 叙位叙勲

故鈴木裕次教育長に対して総理大臣から、正六位勲五等瑞宝章が贈られ、六月十七日野尻高経東京都教育委員会教育長から伝達されました。

## 体協だより

### 軟式野球連盟

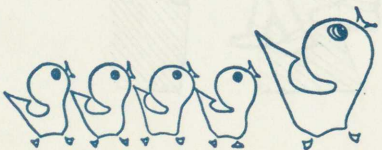
○少年野球大会結果  
Aブロック（小学校四年生以下）  
優勝、シルバークロス  
準優勝、コンドルス  
Bブロック（小学校五・六年生）  
優勝、ビールス  
準優勝、スターリングアルビオン  
Cブロック（中学生）  
優勝、ブラックエース  
準優勝、ゲイナーズ  
バドミントン協会  
○九月練習会  
毎週水曜日午後六時から狛江第一中学校体育館（どなたでも参加できます）  
スキー協会  
○ハイキング  
協会員以外の参加も歓迎しますのでどうぞ  
日時 九月十五日（日）  
場所 丹沢  
会費 五百円  
申し込み 狛江町教育委員会

### フォークダンスのつどい

九月十四日（土）  
午後六時半三十分から  
狛江町集会所  
“今月のうたを  
お楽しみに”  
どなたもどうぞ

## いばり書室

開室  
毎週 火・金曜日  
午前九時～  
午後四時三十分  
狛江町集会所  
図書室



大地震に備えよう

# 九月一日は「防災の日」

まず火の始末・初期消火を!!

わたくしたちの社会に予告なしに突然おこる恐ろしい自然現象、それが大地震です。

大正十二年に発生した関東大震災も今は体験した人も少なく、過去のできごととして忘れかけています。

「災害は忘れたころにやってくる」あの恐ろしい当時の模様を被害状況から想像ください。

●地震による倒壊家屋 一万三千棟

●火災による焼失家屋 二十二万棟

●火災による焼死者 六万人

この関東大震災のできごとを忘れないため全国的に九月一日を「防災の日」と定めた。

一日を「防災の日」と定めたこの東京に大地震がふたたび発生したら、わたくしたちはどうすれば被害を少なくできるでしょうか。

●家庭の夕食後のひととき

職場の会合や休憩時間を利用して、多数のかたがたでお互いに話し合いを行ない、今、起

るかも知れない大地震に対し心構えだけは誰かが身につけておきましょう。

一 家族で防災会議を開き次の事柄につき話し合い、地震に備え万全な心構えをしておく。

二 避難先をいくつか予定しておく。

三 自分の住んでいる地域の事情をよく知っておく。

四 非常持ち出し品をふだんから整理し、たしかめておく。

五 近隣相互の協力によって被害を少なくするようふだんから話し合っておく。

六 火災を出さないために

一 火を使用する設備や器具は安全なものを正しく使う。

二 消火用の水や消火器を準備しておく。

三 発火性の危険物等は保管の場所、方法についてふだ

んから気をつけておく。

四 避難するためには、家具や大きな荷物をもちださない。

五 地震がおきたときの心構え

一 とつぎの避難のために

二 屋内では安定した家具に身を寄せる。

三 激しい震動は、およそ一分前後です。一分すぎたら地震の直接の危険はすぎたと思つてよいのでおちついて行動する。

四 屋外に避難するときは、頭上の落下物に注意し座ぶとんなどで頭を保護する。

五 建物の下敷きになっても最後まで沈着し脱出口を探す。

六 劇場等多数収容する建築物では、無秩序に屋外へ逃げ出さない。

七 火の始末、消火のために地震を感じたら手早く火

の始末をし、出火を発見したときはただちに消火する

人命救助に消火が第一であることを忘れない。

三 火の始末、初期の消し止めをお互いに呼びかける。

四 避難を安全にするために

一 自動車による避難はやめる。

二 狭い路地、へいぎわ、がけ下、川べり等に近寄らない。

三 避難する場合は、所持品は最少限にとどめる。

四 切断して、たれさがつて

いる電線などにふれない。

五 神社、寺院の境内に避難した場合は、建物に近寄らない。

九月二十六日・二十七日

## 胃の無料検診

このたび町では、泊江医師会、府中保健所との共催で、東京都の胃疾患検診車による胃の無料集団検診（ただし精密検査は有料です）を次の要領で行ないます。

一、受診資格 泊江町の住民（住民登録をしているか）で満四十歳以上のかた

二、検診人員 百三十名

三、検診日時 九月二十六、二十七日の二日間各々六十

五名、検診は午前九時三十分開始

四、実施場所 泊江町役場

五、申し込み受付日 九月十

子爵 後藤新平 識

## 粉ミルクが無料で受けられます

母子保健法により、次のかたは申請により粉ミルクが無料で受けられます。生活保護世帯、町民税非課税世帯町民税均等割世帯の妊婦、産婦、乳幼児のかたです。

申し込みは、母子健康手帳をこ持参のうえ、住民課の窓口においでください。

次のとおり、こころの悩み

精神衛生相談

次のとおり、こころの悩み

次のとおり、こころの悩み

次のとおり、こころの悩み

次のとおり、こころの悩み

なくならない

## ゴミの不法投棄

みんなで町をきれいに

町内のあき地、道路、河川、その他公共用

地にごみが捨てられて善良な町民が非常に迷惑をしています。

町民のひとりひとりが、郷土愛の精神をもつて、きれいな住みよい町づくりのため、お互いに注意し、ごみの不法投棄は絶体やめま

## 犬はつないで飼いましょう

最近、町内のいたるところで放し飼いの犬が見受けられます。放し飼いの犬は、犬取締条例によつてすべて捕獲されます。犬を飼っているかたは、次のことを必ず守ってください。

一、犬は、昼夜を問わず必ずつないで飼うこと。もし放し飼いにしておきますと、登録・注射済票を付けていても、捕獲されます。

二、犬を捨てることは、野犬のもとですから不用の犬は捨てないで、衛生課に連絡すること。

三、飼い犬が人をかんだときは、保健所に届けること。

四、犬の登録（毎年一回）と狂犬病予防注射（毎年春秋二回）は必ず受けること。

五、犬を飼っていることを明かにするため、他人の見やすいところに規則で定める標識を表示すること。

六、散歩中は、ひきづなをつけ、ふんは飼い主が責任をもつてしまつすること。



予防接種は  
必ず受けましょう

今月行なう予防接種は次のとおりです。対象者と未終了者は接種もれないよう必ず受けてください。

あるかも知れませんが、心あたりのかたがありましたらお誘い合せのうえおいでください。

○法律で定められた予防接種の対象者には通知書を差し上げますが、通知漏れのかたが

○予防接種を病院や医院で済ませたかたは衛生課までご連絡ください。

○予防接種を受けにくるときは母子手帳、上ばきを必ず持参し、時間は厳守してください。



|                                                 |    |    |    |    |                                      |    |    |    |   |                   |   |   |   |   |     |
|-------------------------------------------------|----|----|----|----|--------------------------------------|----|----|----|---|-------------------|---|---|---|---|-----|
| 9                                               |    |    |    |    |                                      |    |    |    |   |                   |   |   |   | 月 |     |
| 20                                              | 19 | 18 | 17 | 16 | 13                                   | 12 | 11 | 10 | 9 | 6                 | 5 | 4 | 3 | 2 | 日   |
| 金                                               | 木  | 水  | 火  | 月  | 金                                    | 木  | 水  | 火  | 月 | 金                 | 木 | 水 | 火 | 月 | 曜   |
| 第一期一回<br>混合<br>デフテリア<br>百日せき                    |    |    |    |    | 種痘検診                                 |    |    |    |   | 種痘接種              |   |   |   |   | 種別  |
| 第五小学校                                           |    |    |    |    | 第五小学校                                |    |    |    |   | 第五小学校             |   |   |   |   | 会場  |
| 第四小学校                                           |    |    |    |    | 第四小学校                                |    |    |    |   | 第四小学校             |   |   |   |   |     |
| 第三小学校                                           |    |    |    |    | 第三小学校                                |    |    |    |   | 第三小学校             |   |   |   |   |     |
| 第二小学校                                           |    |    |    |    | 第二小学校                                |    |    |    |   | 第二小学校             |   |   |   |   |     |
| 伯江町集会所                                          |    |    |    |    | 伯江町集会所                               |    |    |    |   | 伯江町集会所            |   |   |   |   | 時間  |
| 午後一時三十分～二時                                      |    |    |    |    | 午後一時三十分～二時<br>四十分                    |    |    |    |   | 午後一時三十分～二時<br>四十分 |   |   |   |   | 対象者 |
| 第一期、昭和四十三年一月一日から昭和四十三年六月三十日までの出生者               |    |    |    |    | 昭和四十三年一月一日から同年六月三十日までの出生者<br>第一期未終了者 |    |    |    |   |                   |   |   |   |   | 対象者 |
| 第二期、昭和四十一年七月一日から昭和四十一年十二月三十一日までの出生者、第一期、第二期未終了者 |    |    |    |    |                                      |    |    |    |   |                   |   |   |   |   |     |

秋に行なう予防接種

最近、予防接種を受けるかたが少なくなっています。予防接種の目的は、伝染するおそれのある疾病の発生、およびまん延を予防するもので、公衆衛生の向上および増進を図ることを目的としています。

- 着障害のあるかた
- 三 アレルギー体質またはケイレン性体質のかた
- 四 妊産婦（妊娠六か月までの妊婦を除く）
- 五 その他に、(イ)種痘について、まん延性の皮膚病に

注意

次に該当するかたは予防接種は受けられません。

危険物入れの  
正しい利用を！

木等は危険物入れに出さずに  
請負業者に責任をもって処分  
させ、ゴミが周囲に散乱して  
付近の人に迷惑のかかるよう  
な捨て方をしないで正しく利

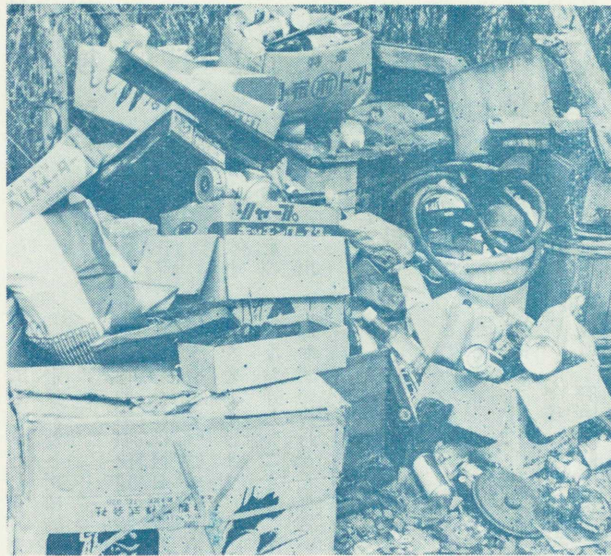
九月からゴミの  
収集が平常どうりに

七月一日から実施しているゴミの早朝収集は九月一日から平常収集となりますので、お知らせいたします。

接種を受けた

- 一 接種当日は安静にし、激動、入浴、飲酒等を控えてください。
- 二 局所反応として接種部
- の発赤、痛み等を認めるこ

| 種 別                  | 期     | 法 上 の 対 象 者                                      | 沼江町秋の対象者                     |
|----------------------|-------|--------------------------------------------------|------------------------------|
| 種 痘                  | 第 1 期 | 生後 2 か月から12か月に至る期間に 1 回                          | 昭和43年1月1日から昭和43年6月30日までの出生者  |
|                      | 第 2 期 | 小学校入学前 6 か月以内                                    | 昭和37年4月2日から昭和43年4月1日までの出生者   |
|                      | 第 3 期 | 小学校卒業前 6 か月以内                                    | 小学校 6 年生のみ                   |
| 百日せき混合<br>ジフテリア      | 第 1 期 | 生後 3 か月から 6 か月に至る期間に 3 週間から 4 週間の間隔において 3 回行ないます | 昭和43年1月1日から昭和43年6月30日までの出生者  |
|                      | 第 2 期 | 第 1 期 3 回目終了後12か月から18か月の期間に 1 回行ないます             | 昭和41年7月1日から昭和41年12月31日までの出生者 |
| ジフテリア                | 第 3 期 | 小学校入学前 6 か月以内                                    | 昭和37年4月2日から昭和38年4月1日までの出生者   |
|                      | 第 4 期 | 小学校卒業前 6 か月以内                                    | 小学校 6 年生のみ                   |
| 小 児 マ ヒ<br>生 ワ ク チ ン | 1 回目  | 生後 3 か月から 1 年半の期間に 6 週間以上の間隔において 2 回             | 昭和43年2月1日から昭和43年7月31日までの出生者  |
|                      | 2 回目  | 服用します                                            | 昭和42年2月1日から昭和43年1月31日までの出生者  |



【危険物置場にむぞうさに捨てられたゴミ】

用しました。

なお、最近こともさんがたのいたずらが、危険物の散乱をいつそうひどいものになっています。不衛生であり、またけがの原因にもなりますので、

各家庭でじゅうぶん注意してください。

燃えるものを捨てる人を見かけたら、人相、特徴、車のナンバー等を衛生課に至急ご連絡ください。

職  
員  
募  
集

狛江町では次の要領で職員を募集します。

- 職 種 (一)消防職員 (二)技術職員 (三)清掃作業員
- 資 格 消防職員、技術職員は高卒以上三十歳未満の男子。清掃作業員は三十歳未満の男子で学歴は問いません。
- 待 遇 狛江町正規職員とする
- 給 与 狛江町給与規定による
- 提出書類 履歴書(写真添付)
- 応募期間 九月十五日まで
- 詳しいことは総務課人事係へお問い合せください。

アルバイト募集

職 種 予防接種補助員  
資 格 看護婦（准看護婦を含む）および助産婦の資格を有する女子で年齢は二十歳から四十歳未満の者  
勤務時間 午後一時から午後四時まで  
賃 金 日額九百円  
募集人員 若干名

来庁の際には、免許証をご持参ください。なお、詳しいことは衛生課へお問い合わせください。

今月の相談

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>■法律相談</p> <p>日時 九月 十二日(木)</p> <p>二十六日(木)</p> <p>午前九時から十二時</p> <p>場所 役場</p> <p>担当 弁護士 毛利秀之氏</p> <p>■行政苦情相談</p> <p>日時 九月二十日(金)</p> <p>午後一時から四時</p> <p>場所 役場</p> <p>担当 行政苦情相談員 宮崎 武雄氏</p> <p>■人権身の上相談</p> <p>日時 九月 十九日(木)</p> <p>午後一時から四時</p> <p>場所 役場</p> <p>担当 人権擁護委員 本領信治郎氏 吉原 隆次氏</p> <p>■資産税相談</p> | <p>日時 九月 六日(金)</p> <p>午前十時から四時</p> <p>場所 役場</p> <p>担当 武蔵府中税務署 資産税相談官</p> <p>■育児・家族計画相談</p> <p>日時 九月 四日(水)</p> <p>午後一時から二時三十分</p> <p>場所 狛江町集会所</p> <p>対象者 生後三か月目の赤ちゃん、(ただし三か月目で相談のできなかったのは五か月目においてください)未熟児、発育のよくない赤ちゃん</p> <p>持参するもの 母子手帳、その他ミルク、おむつなど</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

■ 資産税相談